

「ふくしま。GAPチャレンジ」統一マーク使用基準

(目的)

第1条 消費者のGAPに対する認知度を向上するために、福島県（以下、「県」という。）が進める「ふくしま。GAPチャレンジ」に賛同するGAP認証農場、流通業者及び小売業者が、GAP認証農産物（以下、「認証農産物」という。）や認証農産物を活用した加工品等に表示できる統一マーク（以下、「統一マーク」という。）について、その規格及び表示基準を定める。

なお、GAP認証農場（以下、「認証農場」という。）とは、GLOBALG. A. P.、ASIA GAP、JGAP及びふくしま県GAP（FGAP）の認証を受けた農場をいう。

(定義)

第2条 統一マークとは、別紙のデザインをいう。

(使用の基準等)

第3条 統一マークは、認証農場、認証農産物を取り扱う流通業者及び小売業者が、認証農産物やその加工品等の流通容器等に印刷、貼付し表示を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 県のGAP推進のイメージを傷つけたり、推進の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 認証農産物や認証農産物を使用した加工品等以外に表示する場合
- (5) 表示する商品等が食品表示法及び農産物検査法等関係法令を遵守していない場合
- (6) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (7) 統一マークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合（例：缶バッジ、ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等）ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途定める
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県農林水産部環境保全農業課長（以下「環境保全農業課長」という。）が不適當であると認めた場合

(使用の申請)

第4条 認証農場、認証農産物を取り扱う流通業者及び小売業者が、認証農産物やその加工品等の流通容器等に表示をする場合には、事前に「ふくしま。GAPチャレンジ」統一マーク承認申請書（別紙様式第1号）を環境保全農業課長に提出しなければならない。なお、認証農産物及びその流通容器等以外に表示する場合は、事前に環境保全農業課長に協議すること。ただし、県が作成するGAP推進に係る資料等で表示をする場合は、申請書を提出する必要はない。

2 申請書を提出した後で、申請内容と異なる使用をするときは、「ふくしま。GAPチャレンジ」統一マーク使用変更承認申請書（別紙様式第2号）を環境保全農業課長に提出しなければならない。

3 マークの使用期間は使用の承認から最長2年間とし、変更申請の場合も同様とする。

(承認)

第5条 環境保全農業課長は、前条の規定による承認をするときは、「ふくしま。GAPチャレンジ」統一マーク使用(変更)承認通知書(別紙様式第3号)をもって通知する。

(使用条件)

第6条 統一マークの使用にあたっては、県が提供するデザインの電子データを用いるものとし、原則として縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。ただし、背景色については、基本色は白色とするが、クラフト紙及び透明PETにおいては、素材の特性を活かした印刷も可とする。なお、別に定める統一マーク使用ガイドラインを遵守すること。

2 次の表示方法等については禁止する。

- (1) 識別できないほど小さな表示。最低寸法は20mmとする。
- (2) 統一マークの視認性を損なう表示
- (3) 統一マーク周辺への煩雑な文章、要素の表示

(使用の非独占・県の非推薦等)

第7条 本規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について県による推薦又は品質保証を行うものではない。

(使用改善・承認の取消)

第8条 統一マークについて、県が第3条及び6条の条件を逸脱する使用を発見したときは、環境保全農業課長は使用者に対し改善を求めることができる。

2 前項の場合において使用者が改善の求めに応じない場合は、環境保全農業課長は使用の取り消し及び表示物の回収を命ずることができるものとする。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、統一マークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意、又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 使用料は無料とする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、統一マークの使用に関して必要な事項は、環境保全農業課長が別に定める。

附 則

この使用規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別紙 ふくしま。GAP チャレンジ統一シール（第2条）

